

事件番号 平成28年（行ウ）第49号，同第134号，同第157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東 外110名

被告 国

準備書面（56）

（中性子照射脆化に関する違法性の主張整理）

2020（令和2年）年9月1日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

本書面は，中性子照射脆化に関する主張の整理と文書提出命令申立との関係を説明するものである。

第1 主張の整理

1 法令等の規定

運転期間延長認可処分における中性子照射脆化にかかる法令等の根拠については，原告準備書面（19）第2・2以下で整理をしている。

簡潔にいうと，炉規法（同法43条の3の32第5項）に委任をされた実用炉規則（第114条）から更に委任を受けた延長審査基準が「加圧熱衝撃評価の結果，原子炉圧力容器の評価対象部位において静的平面ひずみ破壊靱性値が応力拡大係数を上回ること。」を要求事項として定めている。

そして，同要求事項との関係では，「原子炉構造材の監視試験方法」（J

EAC4201-2007)及び「原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法」(JEAC4206-2007)がエンドースされた規格として評価の際の基準となっている。

これらの基準は、最終的に破壊靱性遷移曲線とPTS(加圧熱衝撃)状態遷移曲線を導きだし、両者が重なる(デッド・クロス)ことがないことを確認することで上記要求事項を確認する基準となっている。

以上の基準を前提として、原告らは、同要求事項が充足されていると認められた被告の判断の適否を問題としている。

2 司法審査の枠組み

被告による判断の適否は、(ア)被告行政庁が処分に際して行った調査審議の際に用いられた具体的基準が合理的であったか否かという点と、(イ)具体的基準に依拠してなされた適合判断に過誤、欠落があり、当該処分が裁量権を逸脱、濫用してなされたものといえるか否かという点から審理されるべきことになる。

そして、これらについては、被告が相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があるというべきである(伊方最高裁判決(平成4年10月29日判決)民集第46巻7号1174頁)。

この司法審査について、原告らは、準備書面(29)において、科学に不確定性(不確実性)が存在することを踏まえ、行政庁の判断に過誤、欠落がなく、行政庁の判断が不合理とはいえないと評価されるためには、次のような観点が検討されるべきである旨主張している(同書面21頁～)。

すなわち、

- ① その時点において利用可能で、信頼されるデータ・情報のすべてが検討されていること、
- ② 採用された調査・分析及び予測方法の適切性・信頼性が認められること、

- ③ 法の仕組みや趣旨などに照らして必要な権利・法益のすべてを比較
衡量していること、
- ④ その選択・判断のプロセスが意思決定の理由と共に明確に示されて
いること、
- ⑤ 全体を通じて判断に恣意性・不合理な契機が認められないこと、
- ⑥ 事後的に、必要に応じて当初の決定内容を修正・変更する義務が尽
くされていること、

これらの各点について、被告はこれらすべてを満たしていることを立証す
べきであり、いずれか1つでも満たさない場合には、行政庁の判断に過誤、
欠落があると推認すべきである（甲F102・79頁）。

3 本件に関する具体的な違法性の主張

以上を前提として、原告らは、現時点で以下のように主張をしている。

破壊靱性遷移曲線を導き出すJ E A Cの各基準が、具体的基準として合理的
なものであることの証明がなされていない（原告らはこれを導き出す式が理
論式としても経験式としても不合理である旨や、脆化予測のため試験数が著
しく少なく予測に相当のばらつきが生じうるにもかかわらず十分なマー
ジンを設定されていないこと等を主張している）。

（準備書面（19）、（40）、（43））

また、

P T S（加圧熱衝撃）状態遷移曲線を導き出すJ E A Cの基準が、具体的基
準として合理的なものであることの証明がなされていない（原告らは熱伝達
率を決めるにあたり考慮すべき諸要素を全く考慮しないものとなっている
ことなどを主張している）。

（準備書面（19）、（44））

更に、基準の不合理性はおくとしても、上記①～⑥の観点に照らして、基

準に依拠してなされた適合判断の過程に過誤、欠落がある、少なくとも過誤・欠落のないことが証明されているとはいえない（上記2（イ））として、以下の主張をしている。

上記(1)(2)のような基準自体の不合理性を前提として、実際、高浜1号機について、参加人の申請において前提とされている「高経年化技術評価書（40年目）」は、「高経年化技術評価書（30年目）」と比較すると、同じ60年目の予測をしたものであるにもかかわらず大幅に余裕が無くなっているなどの問題がある。

（準備書面（19）第3・4，準備書面（43））

被告は参加人から監視試験片の原データを受け取らず、原データから当該最終結果が導き出される過程を確認せずに運転延長認可をしている。

（準備書面（40）第1・3（1））

参加人の申請における計算結果が、原データから計算される真実の結果と一致している必要があり、一致しないことが判明した場合には適合判断の過誤・欠落となる。

（準備書面（40）第1・3（2））

上記(3)～(5)の主張は、いずれも（被告が立証すべき）被告の適合判断の過程に過誤、欠落が無かったことの評価障害事実である。

すなわち、原告らは、((1)(2)のような基準自体の不合理性を前提として)(3)のように参加人の申請における計算結果が従前の予測と比べると大幅に余裕が無くなっている等の信頼性に疑念を抱かせる事情があるのであるから、(4)のように原データから結果を導き出した過程は適切性・信頼性を有しているかが検討されるべきであるし、(5)のように仮にその計算結果が、原データから計算される真実の結果と一致しないことが判明した場合には、適合判断の過程に過誤、欠落があるとして違法とされるべきである、という主張

をしているものである。

被告は、本来原告らの主張するこれらの評価障害事実を踏まえ、それでも適合判断の過程に過誤・欠落はなかったということを相当の根拠、資料に基づき証明しなければならないというべきである。

第2 文書提出命令申立との関係

原告らの監視試験片原データに関する文書提出命令の申し立ては、上記第1の(5)の主張に関する「原データから計算される真実の結果」を明らかにするために必要なものである。

そして、上記のように(3)～(5)の主張は、いずれも(被告が立証すべき)被告の適合判断の過程に過誤、欠落が無かったことの評価障害事実であるから、原データの内容は当然、被告の適合判断の過程に過誤、欠落があったかという観点から(3)(4)ともかかわることになる。

すなわち、(3)については、計算結果が従前の予測と比べると余裕が無くなっているという点について、原データを確認することでその理由を明らかにする事に資するのであって、これと関連するといえる。(4)については、原データから算出される真実の結果と一致しないことが判明した場合には((5))、結果が導き出される過程を確認しなかったという違法性をいっそう強めるということにつながるといえる。

以 上